

ふくしま型食品企業等連携促進事業 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

福島県内では、県産農林水産物を活用した食品開発や6次産業化の取組が進められているものの、食品等事業者と農林漁業者、流通・小売事業者等の多様な主体が連携し、地域資源を生かした新たな食品ビジネス（※1）を継続的に創出する取組は十分とは言えない状況にある。

本事業では、食品等事業者や農林漁業者（団体を含む）をはじめ、流通・小売事業者、大学、金融機関等の多様な関係者で構成する地域コンソーシアム（※2）を設置し、事業者間のマッチングや専門家による伴走支援等を通じ、県産農林水産物を活用した新商品・サービス等の創出を促進するとともに、食品等事業者と農林漁業者との安定的な取引関係の構築を図る。

また、これらの取組を通じて、規格外品や未利用資源の活用、フードロス削減等についても併せて検討し、地域資源の有効活用を図りながら、新たな食品ビジネスを継続的に創出する仕組みを構築することで、地域の持続的な食料システムの確立及び食品等の安定的な供給の実現に資することを目的とする。

（※1）新たな食品ビジネス 地域の食品等事業者が農林漁業者、農林漁業者の組織する団体等の地域コンソーシアムの参画者と連携・協調して取り組む地域の持続的な食料システムの確立に資する新たなビジネスモデルを指す。

（※2）地域コンソーシアム 都道府県が、自ら管轄する区域において設置するもので、食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下「食品等事業者」という。）を核として、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体とともに、金融機関、大学等の高等教育機関、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、地方公共団体等（以下「支援機関」という。）、関連産業の事業者、消費者等が参画するコンソーシアムを指す。「地域連携推進支援コンソーシアム」ともいう。

2 事業の内容

(1) 委託事業名

ふくしま型食品企業等連携促進事業

(2) 委託費の上限額

6,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※提案された企画内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。

(3) 事業及び内容

別紙「ふくしま型食品企業等連携促進事業委託仕様書（案）」のとおり。

(4) 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）までとする。

(5) 本事業については、完了後に委託費の精算を行うことから、本事業に係る支出証拠書類を県に遅滞なく提出すること。

3 主なスケジュール

日 時	内 容
令和8年5月22日（金）	プロポーザル募集要領の公表、募集開始

令和8年5月27日（水）17時まで（必着）	質問書の提出期限
令和8年5月29日（金）17時まで	質問書への回答
令和8年6月2日（火）17時まで（必着）	参加申込書の提出期限
令和8年6月4日（木）	参加資格審査結果通知
令和8年6月8日（月）17時まで（必着）	企画提案書等の提出期限
令和8年6月10日（水）予定	一次審査（書面）結果の通知
令和8年6月12日（金）予定	二次審査（プレゼンテーション）
令和8年6月中旬予定	審査結果の通知
令和8年6月下旬予定	契約締結

4 応募に係る事項

(1) 参加資格

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ① 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ 県税を滞納している者でないこと。

- カ 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- キ 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- ク その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

(2) 募集要領等の入手方法

募集要領及び提出書類等の様式については、農林企画課のホームページからダウンロードして入手すること。なお、農林企画課窓口又は郵送等での配付は行わない。

5 プロポーザルに係る提出書類

(1) 質問の受付

- ア 提出書類：質問書（様式第1号）
- イ 提出期限：令和8年5月27日（水）17時まで（必着）
- ウ 提出方法：電子メール
電子メールの件名は「令和8年度ふくしま型食品企業等連携促進事業に関する質問書」とし、送信後は電話で着信確認をすること。
- エ 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年5月29日（金）17時までに農林企画課ホームページに掲載する。

(2) 参加申込

- ア 提出書類：①ふくしま型食品企業等連携促進事業公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）
②会社概要や実施業務分野が記載された資料（1部）
- イ 提出期限：令和8年6月2日（火）17時まで（必着）
- ウ 提出方法：電子メール、郵送又は持参
※電子メール又は郵送の場合、電話で着信確認すること。
- エ 回答方法：福島県は、提出された書類を元に参加資格を確認し、その結果を令和8年6月4日（木）までに書面で通知する。
- オ その他：参加申込が無い場合、企画提案書を受け付けない。
また、「参加申込書（様式第2号）」を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

- ア 提出書類：①企画提案書及び工程表（記載内容等については下記のとおり）
②事業経費積算書（様式任意）
③県から受注した委託業務実績一覧（令和6～7年度）（その種類及び規模をほぼ同じくする契約の実績がある場合に限る）
- イ 提出部数：10部（正本1部、副本9部）
- ウ 提出期限：令和8年6月8日（月）17時まで（必着）
- エ 提出方法：郵送又は持参

<企画提案書の記載内容>

以下「提案1」から「提案4」までを記載した企画提案書とする。

様式は任意。用紙サイズはA4判とし、両面15枚以内（30頁以内）とする。必要に応

じてA3判の折込みも可とするが、2頁としてカウントする。

【提案1】事業の目的を果たすための考え方

事業の目的を果たすための具体的な考え方を示すこと。

【提案2】業務の内容

ア 別紙仕様書に基づき、具体的に提案すること。なお、下記①～③については必ず記載すること。

①特設ホームページについて、多様な関係者の地域コンソーシアムへの参画を促し、また、参画者間のマッチングを促すための具体的な手法

②各種会合（キックオフミーティング、ワーキンググループ、成果発表会）について、参画者間のマッチングを促し、また、新商品・サービス等の創出や販路開拓に向けた具体的な課題の検討を促すための具体的な手法

③上記以外で、多様な関係者の地域コンソーシアムへの参画を促し、また、参画者間のマッチングを促すための具体的な手法

イ 別紙仕様書に記載された各取組の具体的なスケジュール（工程）を示すこと。

ウ その他、本事業の目的を達成するために必要な取組があれば、独自に提案すること。

【提案3】業務の実施体制

ア 本事業の目的を達成するための業務実施体制について提案すること。

イ 本始業の遂行にあたっては、十分な経験を有する者を統括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名・経歴・過去の実績等を明記すること。

ウ 本事業の企画立案・調整を行う企画担当者及び経理責任者を明記すること。

【提案4】積算見積書

2（3）における業務の内容ごとに、それぞれの費目の内訳が分かるように記載すること。（講師謝金、講師旅費、資料印刷費、消耗品費、通信費、印刷費 等）。

（4）提出先

質問書、参加申込書、企画提案書等の提出先は「9 問合せ先及び提出先」のとおり。

（5）留意事項

提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払は行わない。また、提出書類の返還も行わない。

6 プロポーザルの審査

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

（1）一次審査（書面）

参加者全ての企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（3者以内）を選定する。ただし、企画提案者が3者以下の場合は一次審査手続きを省略することができる。

一次審査の結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対し、書面で通知する。

【一次審査の結果通知：令和8年6月10日（水）予定】

（2）二次審査（プレゼンテーション）

一次審査で選定された参加者に対し、二次審査において企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

ア 正式な開催日時及び場所は別途通知する。

イ プレゼンテーションの時間は25分以内（15分以内の説明、10分以内の質疑）。

ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配付は認めない。

【二次審査の実施：令和8年6月12日（金）予定】

（3）審査基準及び配点

次表の評価項目及び評価基準により審査を行う。

審査項目	配点	評価基準
1 事業の目的を果たすための考え方	15点	事業の目的を踏まえているか 等
2 業務の内容	65点	業務の実施方法及び効果 等
3 業務の実施体制	10点	業務遂行能力及び業務の実施体制 等
4 事業費の妥当性	10点	事業費の妥当性 等

計 100点

（4）審査結果の通知及び公表

ア 審査会において審査委員ごとに企画提案の評価・採点を行い、その点数の合計した総合点と順位を参考に、業務委託予定者及び次点の者を決定する。

イ 企画提案者が1者のみの場合は、審査委員の総合点の平均点が60点以上となった場合に、当該事業者を業務委託予定者とする。

なお、審査結果を農林企画課ホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果の通知及び公表：令和8年6月中旬予定】

ウ 審査結果の開示請求

審査にて選定されなかった者は、選定されなかった理由の開示を、審査結果通知日の翌日から起算して2週間以内に任意様式の開示請求書をもって求めることができる。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知する。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名」と「それぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とする。

（5）契約の締結等

ア 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

イ 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

ウ 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

エ その他

この手続に参加したものが、参加資格のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積徴取の結果、契約締結までに至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

7 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 委託費の上限を超過しているもの
- (7) 同一業務に複数の企画書案を提出した場合

8 その他

- (1) 提出された制作物等の権利は、福島県に帰属するものとする。
- (2) 採用した企画提案内容を一部変更して契約する場合がある。
- (3) 業務委託者が企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、福島県は業務委託者に対し、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることがある。
- (4) 本事業は「地域型食品企業等連携促進事業」（令和8年度予算）を原資にしているため、事業実施にあたっては「地域型食品企業等連携促進事業実施要領」を、経理にあたっては「地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱」を確認しておくこと。
(参考：<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/chiiki-pf.html>)

9 問合せ先及び提出先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）

福島県 農林水産部 農林企画課（担当：主査 佐藤）

電話 024-521-8041 FAX 024-521-7944

E-mail : kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp